

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第7回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年4月22日（火）16:30～18:45
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室
- 3 出 席 者
 廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、
 内閣府、総務省（統計局）、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省（統計情報部、労働基準局、職業安定局）、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行
 社団法人日本マーケティング・リサーチ協会：鈴木稲博専務理事、立石憲彰事務局長、岩間伸之公的統計基盤整備委員会委員（審議協力者）

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
 貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
 林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）民間事業者の活用の在り方について
 （2）行政記録情報の活用について
 （3）その他

5 議事概要

（1）民間事業者の活用の在り方について

社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の鈴木稲博専務理事等から、資料1に基づき、公的統計対応のための基盤整備に係る検討の詳細等に関する説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 公的統計を受託する企業としては、売上高が多い大手の企業ということになるのか。
 概ねそうなるものと認識。ただし、地域レベルではフィールドワークのみを実施している企業もあり、それらを共同企業体のような形で活用していくこともあり得るのではないかと。
- ・ 公的統計基盤整備委員会を設置して、公的統計をビジネスとして前向きに受託しようとする動機・背景は何か。
 調査業務の中で公的統計は、規模として大きなものが期待できるとともに、総合評価方式への対応によって、企業の成長にも結びつくものと考えている。また、単年度契約では、企業努力の成果が発揮しにくい、複数年度の契約の場合、民の立場で様々な発想から改善を図ることが可能と考える。
- ・ 公的統計の委託に当たっては、細分化した工程ごとの委託から包括的委託に拡大して欲しいとのことだが、民間事業者としては、どのような業務について委託を希望するのか。
 基本的には、全体の工程管理等がみえないと、効率、コスト及び品質の観点から、民間事業者としてのノウハウも十分活かしきれないことから、企画提案から最終的な報告書の作成までを一括して行うことが望ましいが、実際の受託の際にはケースバイケースと考えている。

- ・ 民間企業だと、具体的にどのようなところに創意工夫ができるのか。
例えば、調査に先立ち作成している調査対象地域の図面をデジタル地図で代替する方法が考えられ、実際に受託した調査で行ったことがある。なお、仕様書が細かすぎると創意工夫の余地がなくなる一方、仕様書をきっちり書いてもらわないと見通しが立たないという問題はあある。
- ・ 調査員の稼働率はどうなっているか。また、官民における統計調査員の確保と共同利用の制度的活用とは具体的にどのようなイメージか。
実稼働の実態は把握できていないが、全国ネットで調査員を有する企業は10社に満たず、ほとんどは東名阪に集中しているものと思われる。また、調査員については、認定調査員制度のようなものも制度的な検討対象としてあり得ると考えている。
- ・ 加盟各社の回収率は、どの程度であり、企業規模によってバラつきが大きいのか。
企業規模で差があるかどうかについて具体的なデータは把握していないが、世論調査年鑑を見る限りそれほど大きな差が生じているとは認識していない。なお、回収率についての一般的な水準としては、50パーセント代後半から60パーセント代後半がしっかりフィールド管理をして調査員調査をした場合の妥当な数字ではないか。
- ・ 統計調査員の共同利用に関して、現在は、地方公共団体で調査員の確保方を講じているが、ボランティア精神を持っている登録調査員制度をそのまま国として維持してもらいたいと考えているのか。また、全国規模の大規模な調査は、年に1、2回程度あるが、1度に何万人もの調査員が必要となる調査において、全国規模での受託を検討しているのか、地域を限定しての受託を想定しているのか。
国の調査員制度については、有効に活用すべきであり、今後も国においても何らかの形で維持できるスキームを整備してもらうとともに、官民共同で利用できるようにしてもらいたい。また、現状の企業規模からみても、大規模な調査を1社で受託することは困難であり、調査方法や地域の特質等に応じて共同企業体等での対応を考えているが、調査員を何万人も投入する調査は今の民間企業だけでは無理であり、地域を限定したとしても対応は難しいと考えている。

事務局から、資料2に基づき、統計調査の法的位置付けや調査手法による民間事業者の活用の困難度の違い等に関する説明が行われた後、民間事業者の活用の在り方に関する審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 現時点では、民間事業者の能力や地方での調査員の確保等からみて民間事業者が受託可能な統計調査の範囲は限られていると思うが、民間事業者も強い意欲をもって取り組んでいこうとしていること、現状のままでは、将来、調査員調査が限界に達し統計の質が低下する恐れがあること等を勘案すれば、できるだけ官が協力し民間事業者の育成に努めるべきである。
- ・ 民間事業者を育てることが必要なのは確かである。一方、全国を対象とした大規模調査を民間事業者が実施することは現状では困難であり、ケースバイケースで現時点でどこまで任せられるかを見極めるべき。
- ・ 民間事業者の活用の困難度について、基幹統計調査か一般統計調査かという法的性格により区分することには違和感を感じる。まず、調査員調査に向いている情報と郵送調査に向いている情報を区分するとともに、どういう領域で調査員調査を実施していくべきか、情報化に即した方法論をどの領域で実施していくべきかを検討していくべきではないか。
- ・ 基幹統計調査は、報告義務を課すなど調査が円滑に実施されるよう制度設計されていることから、

必ずしも民間事業者にとって困難が高まるとはいえない面もあるのではないか。

- ・ 今後、調査員調査はいずれ立ち行かなくなるという意見をよく聞くが、30年前も家計調査はできなくなるといわれていたにもかかわらず、関係者の努力もあって現に今も続いている。本当に調査員調査が立ち行かなくなるのか落ち着いて考えた方が良いのではないか。
- ・ 民間事業者における調査員にも、公的統計に携わって経験を重ねていただくことを通じ調査員のリーダーになっていってもらい、社会的貢献を行っていただくようにすることができないものか。
- ・ 登録調査員の活用に関連して、ボランティア精神に支えられる調査員を育てつつ、民間事業者の調査にも従事することは、両立しえるのか疑問である。
- ・ これから、様々な地域において、統計調査の実施の際に民間事業者の活用を図るためには、地域ごとに民間の調査員がどの程度存在するのかが把握されている必要がある。
- ・ 官が作成した積算の中には人件費が入っていないが、実際に官に配置されている職員の人件費との関係も含めて議論することが必要ではないか。
- ・ 現状において全ての調査を民間に委託することが不可能な中、地方公共団体との協力の中で作られている地方統計機構との関係については、具体的な道筋を含めて考えなければ、意味のない議論である。

(2) 行政記録情報の活用について

経済センサスへの「保険関係成立届」及び「雇用保険適用事業所設置及び廃止届」の活用について、統計部局側である総務省統計局から、資料4に基づき、その必要性について、また、行政記録所管部局側である厚生労働省労働基準局及び職業安定局から活用可能性等について説明が行われた。主な質疑応答等は次のとおり。

- ・ 保険関係成立届は制度的に提出が義務付けられているのか。もし義務付けられているものならば、「労働保険適用徴収業務を遂行する上で支障を来す」ことには直接つながらず、論理の飛躍があるのではないか。

保険関係成立届は、当該保険の適用事業所に対して、法的に提出が義務付けられている。しかしながら、労働保険の適用徴収業務を円滑に運用するにあたっては、事業主の自主的な申告・納付という手続が必要であり、十分に事業主の理解と信頼を得た上でやっていくことが重要と考えている。

- ・ 現在、経団連においても同様の議論を行っているが、保険データについては「使用して問題ない」という意見が出ており、企業としてナーバスになっているということはない。もし国民の不信感があるというなら、実際に当該データの活用は是非について事業者団体に聞いてみたら良いのではないか。

大企業だけでなく、中小企業の協力も得ることが必要である。

(3) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、5月13日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>